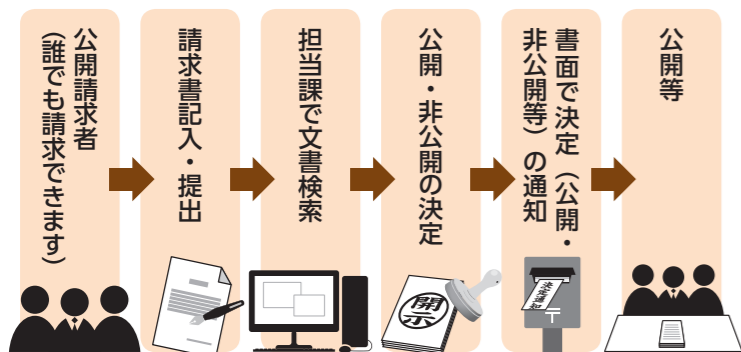


情報公開制度・個人情報保護制度とは

「情報公開制度」とは、情報公開条例に基づいて、甲賀市が保有している文書の公開を求めることができる制度です。情報公開の手続は次のような流れになっています。



「個人情報保護制度」とは、個人情報保護条例に基づいて、個人情報の取り扱いに当たって守るべきルールを定め、個人情報の開示などを求めることができる制度です。個人情報の開示の手続についても、おおむね情報公開の手続の流れと同じですが、開示される文書については、開示請求者自身の個人情報に限られます(なお、請求には本人であることが確認できる書類が必要になります。)

手続の詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

情報公開・個人情報 開示の実施状況

市では、市政に関する市民の知る権利を保障することを目的として「情報公開制度」を、また、個人の権利利益の保護を図り、基本的な権利を擁護することを目的として「個人情報保護制度」を実施しています。これらの制度の平成29年度の運用状況(平成30年4月1日現在)を、次のとおり公表します。

情報公開の実施状況	
● 請求件数合計	68件
● 市長部局	60件
● 教育委員会	4件
● 選挙管理委員会	4件
● 公開等の決定状況	
● 公開	25件
● 部分公開	36件
● 非公開	6件
● 不存在	4件
● 取下げ	3件
● 部分公開および非公開理由別状況	
● 個人に関する情報	16件
● 法人等に関する情報	15件
● 審議または検討等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換等が不当に損なわれるおそれがある情報	7件
● 事務または事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報	8件
● 公共の安全等に関する情報であって、公開することにより、公共の安全等に支障を及ぼすおそれがある情報	2件
● 非公開情報が複数に及ぶ	0件
● 問い合わせ	69・2121
● 総務課 法務係	63・4086



平成30年度から 介護保険料が変わります

介護保険制度は、介護が必要となった方が安心して介護サービスを利用できるように、社会全体で支える制度です。

制度を支える介護保険料は、高齢化の進展や利用者数の増加、施設整備等の必要性など実情に応じた介護サービスが提供できるよう、3年ごとに見直すことになっています。平成30年度～平成32年度(第7期)の介護保険料の月額基準額は5,940円になります。

今年度の被保険者(65歳以上の方)の介護保険料は、昨年の所得が確定した後、7月初旬にお知らせします。

第6期(平成27年度～平成29年度) 月額5,070円	➔	第7期(平成30年度～平成32年度) 月額5,940円
--------------------------------	---	--------------------------------

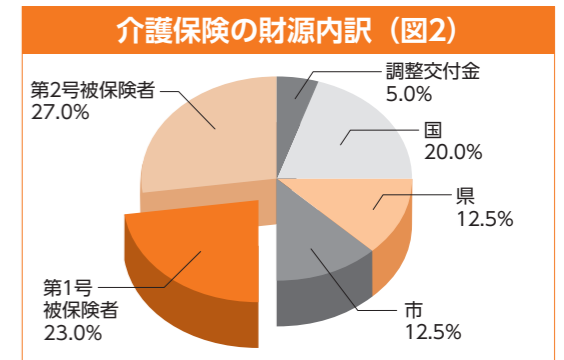
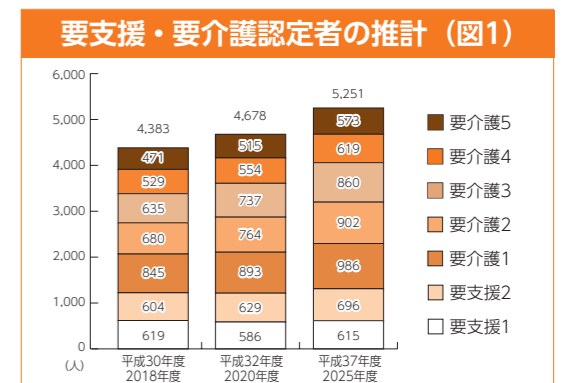
平成30年度～平成32年度(第7期)の介護保険料 (単位:円)

段階	世帯 本人	対象者	保険料		
			月額	年額	
第1段階	世帯非課税	・生活保護受給者の人 ・高齢年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	2,554	30,648	
第2段階	世帯非課税	世帯全員が市民税非課税	3,742	44,904	
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の人	4,455	53,460	
第4段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	5,167	62,004	
第5段階(基準額)		世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	5,940	71,280	
第6段階	世帯課税	本人が市民税課税	合計所得金額が125万円未満の人	6,712	80,544
第7段階			合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	7,425	89,100
第8段階			合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	8,910	106,920
第9段階			合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	10,395	124,740
第10段階			合計所得金額が400万円以上500万円未満の人	11,880	142,560
第11段階			合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	13,365	160,380
第12段階			合計所得金額が1,000万円以上の人	14,850	178,200

※年号が決まっていないため平成の表記としています。
※第1～5段階の方について、合計所得金額の算定は課税年金収入に係る雑所得を除いて行います。

保険料が変わる理由

- ①介護保険サービス利用者の増加
社会の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用する人(要支援・要介護認定者)が、今後も増えると予測されています。(図1)
- ②在宅・施設サービスの施設整備
サービス利用の増加や施設待機者の状況から平成30年度からの3年間に施設整備を予定しています。
具体的には施設サービスとして、特別養護老人ホームの整備を予定しています。
併せて、住み慣れた地域での生活を支えるため、地域密着型サービスとして、グループホームや小規模多機能型居宅介護施設等の整備を進めていきます。
- ③第1号被保険者の保険料負担率の増加
保険料の負担率は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40～64歳の方)の人口比率により、国が見直します。
高齢化に伴い、今回の見直しでは、第1号被保険者の負担率が1%増加し、23%になりました。(図2)



●問い合わせ ● 長寿福祉課 介護保険係 ☎69-2165 ☎63-4085